

令和4年8月26日

令和4年第3回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

認第 1 号	令和 3 年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 2 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について	5
認第 3 号	令和 3 年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について	6
認第 4 号	令和 3 年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定に ついて	6
認第 5 号	令和 3 年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定につい て	7
認第 6 号	令和 3 年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について	7
認第 7 号	令和 3 年度恵那市病院事業会計決算の認定について	8
議第 4 5 号	令和 3 年度恵那市水道事業会計利益の処分及び決算の認定に ついて	9
議第 4 6 号	令和 3 年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定 について	11
議第 4 7 号	令和 3 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及 び決算の認定について	13
議第 4 8 号	恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	15
議第 4 9 号	恵那市本社機能移転促進条例の一部改正について	21
議第 5 0 号	恵那市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	23
議第 5 1 号	恵那市営住宅条例の一部改正について	25
議第 5 2 号	恵那市若者住宅条例の一部改正について	27
議第 5 3 号	恵那市一般住宅条例の一部改正について	29
議第 5 4 号	恵那市駐車場条例の一部改正について	31
議第 5 5 号	恵那市自転車駐車場条例の一部改正について	33
議第 5 6 号	恵那市基金条例の一部改正について	35
議第 5 7 号	恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正につ いて	37
議第 5 8 号	字の区域の変更について	39

議第59号	恵那市農業委員会の委員の任命について	43
議第60号	恵那市農業委員会の委員の任命について	45
議第61号	恵那市農業委員会の委員の任命について	47
議第62号	恵那市農業委員会の委員の任命について	49
議第63号	恵那市農業委員会の委員の任命について	51
議第64号	恵那市農業委員会の委員の任命について	53
議第65号	恵那市農業委員会の委員の任命について	55
議第66号	恵那市農業委員会の委員の任命について	57
議第67号	恵那市農業委員会の委員の任命について	59
議第68号	恵那市農業委員会の委員の任命について	61
議第69号	恵那市農業委員会の委員の任命について	63
議第70号	恵那市農業委員会の委員の任命について	65
議第71号	恵那市農業委員会の委員の任命について	67
議第72号	恵那市農業委員会の委員の任命について	69
議第73号	恵那市農業委員会の委員の任命について	71
議第74号	恵那市農業委員会の委員の任命について	73
議第75号	恵那市農業委員会の委員の任命について	75
議第76号	恵那市農業委員会の委員の任命について	77
議第77号	恵那市農業委員会の委員の任命について	79
議第78号	令和4年度恵那市一般会計補正予算（第4号）	別冊
議第79号	令和4年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	別冊
議第80号	令和4年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第81号	令和4年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第82号	令和4年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第83号	令和4年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議第84号	令和4年度恵那市病院事業会計補正予算（第1号）	別冊
議第85号	令和4年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算 （第1号）	別冊

認第 1号

令和3年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 2号

令和3年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 3号

令和3年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 4号

令和3年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 5号

令和3年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 6号

令和3年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 7号

令和3年度恵那市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 4 5 号

令和 3 年度恵那市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度恵那市水道事業会計未処分利益剰余金 123,779,715 円のうち 73,000,000 円を利益積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。
- 2 同法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 3 年度恵那市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第46号

令和3年度恵那市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和3年度恵那市下水道事業会計未処分利益剰余金55,261,189円を建設改良積立金に積み立てる。
- 2 同法第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和3年度恵那市下水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第 4 7 号

令和 3 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計未処分利益剰余金 127,869,034 円のうち 300,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。
- 2 同法第 30 条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 3 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第48号

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業に関する取得要件の緩和など所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に改め、「2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 4 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号中「養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き

採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「とき 当該子が」を「場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合、

当該子の」に改め、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号イを同号ウとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非

常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次のように加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議第 4 9 号

恵那市本社機能移転促進条例の一部改正について

恵那市本社機能移転促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地域再生法施行規則の一部改正に伴い、奨励措置に関する対象要件の緩和など
所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市本社機能移転促進条例の一部を改正する条例

恵那市本社機能移転促進条例（平成 28 年恵那市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中（オ）を（カ）とし、同号ア（エ）の次に次のように加える。

（オ） 情報サービス事業部門

第 2 条第 3 号、第 4 号及び第 6 号中「もの」を「者」に改める。

第 3 条第 2 号中「1,000 万円」を「、1,000 万円」に、「500 万円」を「、500 万円」に改め、同条第 3 号中「5 人」を「、5 人、」に、「2 人」を「、1 人」に改め、同条第 6 号中「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第50号

恵那市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

恵那市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、入居者と同居できる者に里子を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

恵那市特定公共賃貸住宅管理条例（平成16年恵那市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族若しくは次に掲げる者（以下「同居親族等」という。）があること。

ア 里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）

イ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（婚姻の予約者を含む。）

第6条第1項第5号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第9条中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第28条中「親族以外の親族」を「者以外の同居親族等」に改める。

第30条第1項第6号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 1 号

恵那市営住宅条例の一部改正について

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

入居者と同居できる者に里子を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例

恵那市営住宅条例（平成16年恵那市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「の同居者」を「と同居する者（以下この号において「同居者」という。）」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族若しくは次に掲げる者（以下「同居親族等」という。）があること。

ア 里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）

イ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（婚姻の予約者を含む。）

第6条第1項第2号ア（ア）から（ウ）まで中「同居者」を「同居親族等」に改め、同項第5号中「現に同居し、又は同居しようとする者」を「同居親族等」に改める。

第9条第1項第2号中「親族」を「同居親族等」に改める。

第12条中「同居した親族」を「同居親族等」に改める。

第13条中「と同居していた者」を「の同居親族等」に、「入居者と同居していた者」を「同居親族等」に改める。

第16条第1号から第3号まで中「同居者」を「同居親族等」に改める。

第32条第4項第1号から第3号まで中「同居者」を「同居親族等」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第42条第1項第7号並びに第52条第1号及び第2号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第52号

恵那市若者住宅条例の一部改正について

恵那市若者住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

入居者と同居できる者に里子を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市若者住宅条例の一部を改正する条例

恵那市若者住宅条例（平成16年恵那市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

（3） 世帯用は、現に同居し、又は同居しようとする親族若しくは次に掲げる者（以下「同居親族等」という。）があること。

ア 里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）

イ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（婚姻の予約者を含む。）

第4条第1項第6号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第16条第1号中「世帯員」を「同居親族等」に改める。

第19条第1項第5号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

第20条第1項中「同居者」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第53号

恵那市一般住宅条例の一部改正について

恵那市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

入居者と同居できる者に里子を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市一般住宅条例の一部を改正する条例

恵那市一般住宅条例（平成16年恵那市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族若しくは次に掲げる者（以下「同居親族等」という。）があること。

ア 里子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）

イ 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（婚姻の予約者を含む。）

第5条第5号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第11条第1号から第3号まで中「同居者」を「同居親族等」に改める。

第23条中「親族」を「同居親族等」に改める。

第24条中「と同居していた者」を「の同居親族等」に、「入居者と同居していた者」を「同居親族等」に改める。

第25条第1項第7号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第54号

恵那市駐車場条例の一部改正について

恵那市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定管理者の指定の期間を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市駐車場条例の一部を改正する条例

恵那市駐車場条例(平成16年恵那市条例第190号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「5年間」を「5年以内」に改める。

第7条中「午前0時」を「午前零時」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 5 5 号

恵那市自転車駐車場条例の一部改正について

恵那市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

指定管理者の業務及び指定の期間を見直すなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

恵那市自転車駐車場条例（平成 16 年恵那市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 5 条第 1 項中「5 年間」を「5 年以内」に改める。

第 7 条中「午前 0 時」を「午前零時」に改める。

第 12 条中「遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）」を「遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第56号

恵那市基金条例の一部改正について

恵那市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市教員修学基金を新たに設置するため、この条例を定める。

恵那市基金条例の一部を改正する条例

恵那市基金条例(平成 16 年恵那市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

恵那市教員修学基金	岐阜県内の公立の小学校又は 中学校において本市を拠点と する教員として勤務しよう とする者に対し貸与する修学資 金に充てるため	市長が定める額
-----------	---	---------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議第 57 号

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正について

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

貸付金の種類に恵那市教員修学資金を加えるため、この条例を定める。

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例（令和2年恵那市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

恵那市教 員修学資 金	(1) 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき。	全部又 は一部
	(2) 修学資金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能であると市長が認めたとき。	
	(3) 修学資金の貸与を受けた者が教員免許を取得後、岐阜県内の公立の小学校又は中学校において教員（講師を除く。）の業務に従事した後、異動の拠点となる勤務地を本市として登録し、市内の公立の小学校又は中学校において同業務に一定期間以上従事したとき。	
	(4) 修学資金の貸与を受けた者が教員免許を取得後、市内の公立の小学校又は中学校において講師の業務に一定期間以上従事したとき。	
	(5) その他特にやむを得ない事情があると市長が認めたとき。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第58号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

県営土地改良事業小泉地区の施行に伴い、字の区域の変更が必要となったため、議会の議決を求める。

変更の大略

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
明智町大泉字六斗蒔	明智町大泉字細田の一部
明智町大泉字下矢	明智町大泉字滝上の一部
	明智町大泉字細田の一部
明智町大泉字細田	明智町大泉字下矢の一部
明智町大泉字久手尻	明智町大泉字薬師平の一部
明智町大泉字薬師平	明智町大泉字久手尻の一部
明智町大泉字細	明智町大泉字大沢の一部

変更調書

	字	地 番		
明智町大泉	細田	540 の 2 の一部	541 の 1	542
		543 の 3 の一部		
以上の土地を明智町大泉字六斗蒔に変更する。				
明智町大泉	滝上	381 の 2	381 の 3	
明智町大泉	細田	539 の一部	540 の 2 の一部	543 の 3 の一部
		543 の 4 の一部	544 から	550 までの各一部
		551 の 3 の一部	553 の 3 の一部	555 の一部
以上の土地を明智町大泉字下矢に変更する。				
明智町大泉	下矢	457 の 5 の一部		
以上の土地を明智町大泉字細田に変更する。				
明智町大泉	薬師平	746 の 4 の一部	759 の 2	759 の 3 の一部
		761 の 1	761 の 2	761 の 3 の一部
		762		
以上の土地を明智町大泉字久手尻に変更する。				
明智町大泉	久手尻	773 の一部	783 の一部	799 の一部
以上の土地を明智町大泉字薬師平に変更する。				
明智町大泉	大沢	874 の 1 の一部	874 の 5	874 の 6
		881 の 4 の一部		
以上の土地を明智町大泉字細に変更する。				

議第59号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小坂 宏正
生年月日

（提案理由）

現委員である小坂宏正氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第60号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 瀬瀬 美由紀
生年月日

（提案理由）

現委員である瀬瀬美由紀氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第61号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小栗 茂美
生年月日

（提案理由）

現委員である小栗茂美氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第62号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 三宅 一彰
生年月日

（提案理由）

現委員である三宅孝欣氏の任期満了に伴い、新たに三宅一彰氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第63号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 土方 明日香
生年月日

（提案理由）

現委員である土方明日香氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第64号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 小林 勝朗
生年月日

（提案理由）

現委員である丸山宗亮氏の任期満了に伴い、新たに小林勝朗氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第65号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 曾我 佳奈子
生年月日

（提案理由）

現委員である曾我佳奈子氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第66号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 渡会 邦憲
生年月日

（提案理由）

現委員である渡会邦憲氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第67号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 林 広和
生年月日

（提案理由）

現委員である林広和氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第68号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 安江 建樹
生年月日

（提案理由）

現委員である安江建樹氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第69号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 瀬瀬 政行
生年月日

（提案理由）

現委員である柘植賢二氏の任期満了に伴い、新たに瀬瀬政行氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第70号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 宮原 博
生年月日

（提案理由）

現委員である石川進一氏の任期満了に伴い、新たに宮原博氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第71号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 梅村 安範
生年月日

（提案理由）

現委員である梅村安範氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第72号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 水野 守文
生年月日

（提案理由）

現委員である三浦寿子氏の任期満了に伴い、新たに水野守文氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第73号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 保母 直彦
生年月日

（提案理由）

現委員である井口英博氏の任期満了に伴い、新たに保母直彦氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第74号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 仲田 菜那
生年月日

（提案理由）

現委員である西尾ひろみ氏の任期満了に伴い、新たに仲田菜那氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第75号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 大島 政幸
生年月日

（提案理由）

現委員である大島政幸氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第76号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 梅本 信枝
生年月日

（提案理由）

現委員である梅本信枝氏の任期満了に伴い、再び同氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

議第77号

恵那市農業委員会の委員の任命について

次の者を、恵那市農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年8月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市
氏 名 近藤 明德
生年月日

（提案理由）

現委員である夏目廣美氏の任期満了に伴い、新たに近藤明德氏を恵那市農業委員会委員に任命することについて、議会の同意を求める。

